

法律等に基づき働く女性可以利用できる制度の概要

～妊娠・出産、育児休業、復職まで～

妊娠

- 通勤時間の変更や勤務の軽減など
(母性健康管理指導事項連絡カードの活用)
- 産前休業
- 妊娠健康診査助成金
(市区町村へお尋ねください)

出産

- 産後休業
- 出産育児一時金
- 出産手当金

育児休業

- 育児休業
- 育児休業給付(育児休業給付金・出生時育児休業給付金)*
- 出生後休業支援給付(令和7年4月1日以降)*

復職

- 短時間勤務制度
- 育児時短就業給付(令和7年4月1日以降)*
- 所定外労働の制限
- 時間外労働の制限
- 深夜業の制限
- 子の看護等休暇
- 柔軟な働き方を実現するための措置 (令和7年10月1日以降)

※柔軟な働き方を実現するための措置については、[Q27](#)をご覧ください